

第4章 農村環境の保全

1. 計画策定

(1) 農業用水の保全に係る計画の策定

1) 水質保全計画の策定

地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

水質保全計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、基本方針、保全方法、活動内容等を設定するもので、これにより豊かな農村の水環境の保全・向上が図られます。

【活動の内容】

1-1) 水質保全活動の視点

農業は、降雨、河川流出、蒸発等自然の水循環の中で行われるため、ほ場やため池、水路等の農業用施設で水質を保全したり向上させたりする活動は、重要な活動です。この活動は、地域の水質を、農用地、農業用水等の資源によって向上させることを目的に実施するもので、利水上水質に課題のある地区や、地域の下流に池沼等の閉鎖性水域や漁場がある場合に、特に有効な活動となります。

この活動は、

- ・農用地、農業用水路に水質を浄化する機能をもたせ、それを管理するもの
 - ・農用地からの排水や排水路から河川等への排水を制御するもの
 - ・水質を調査して記録するもの
- 等があげられます。

1-2) 地域特性を考慮した計画の策定

どのような活動を通じて水質を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域の水質は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、人による土地利用等の人為的条件によって異なります。

したがって、水質保全活動計画を立案する場合には、以下のような事項を整理した上で、地域の水質保全上の課題が解決できるような活動を選択することが望まれます。

- ・自然的条件……気候、地形・地質、土壌、植生、水系 等
- ・社会的条件……土地利用、林業、農用地管理、水利用 等

以上のような情報は下記の文献資料に整理されています。

- ・市町村誌 …… 気候、地形、植生、生育・生息動植物等が整理されている場合があります。各市町村の役場で購入したり、地元の図書館で閲覧することができます。
- ・空中写真 …… 土地利用状況がよくわかる資料として空中写真があります。撮影年が古い場合もあるため、注意する必要があります。以下のサイトで公開されています。

国土交通省国土情報ウェブマッピングシステム

http://nlftp.mlit.go.jp/cgi-bin/WebGIS2/WF_AirTop.cgi?DT=n&IT=p

- ・公共用水域水質調査結果 …… 河川等では国や自治体により定期的に水質調査が行われています。都道府県の環境白書（県庁等で閲覧できます）や、ホームページに掲載されているほか、以下のサイトでも公開されています。

（独）国立環境研究所 環境 GIS

<http://www-gis.nies.go.jp/>

- ・土地分類基本調査 …… 国土地理院発行の縮尺 5 万分の 1 地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壌等）等が調査され、公表されています。

国土交通省国土政策局国土情報課

<http://tochi.mlit.go.jp/kihon-info/tochi-bunrui>

1-3）水質保全活動の有効な地域

水質保全活動が有効な地域は、下流に池沼等の閉鎖性水域や漁場等があるところです。また、田園環境整備マスタープラン等に従って、水質浄化施設を設置した地域、ヨシ等を水路に植栽した地域、親水施設を有する地域等も、対象となる可能性があります。判断に困った時は、有識者や市町村の担当者等に相談します。

1-4) 水質保全活動の内容、

水質を保全する実践活動には、活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	循環かんがいの実施	農業用排水路から河川等へ流れ出る水の汚濁物質量を軽減するため、地域の下流部をせき止めて、排水をポンプで再び上流へ揚水し、用水として循環利用することをいいます。	p200
2	水質保全を考慮した施設の適正管理	農業用排水路や排水調整池に、ヨシやセリ等の水質を浄化する植物を植栽することや、活性炭等を設置し、それらを管理することによって水中の窒素等を吸収させ、水質を浄化することをいいます。また、沈砂池から土砂上げをする等の適正な管理をいいます。	p202
3	水田からの排水（濁水）管理	代かき時や田植え時に、水田から濁水（排水）が流れ出るのを防ぐために排水止水板をしたりして管理することをいいます。	p204
4	水質モニタリングの実施・記録管理	水田の排水管理等の効果を確認するとともに、農家や住民の意識の向上を図るため、水質調査により水質の実態を把握して、その記録を残すことをいいます。	p206

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部での啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して、農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

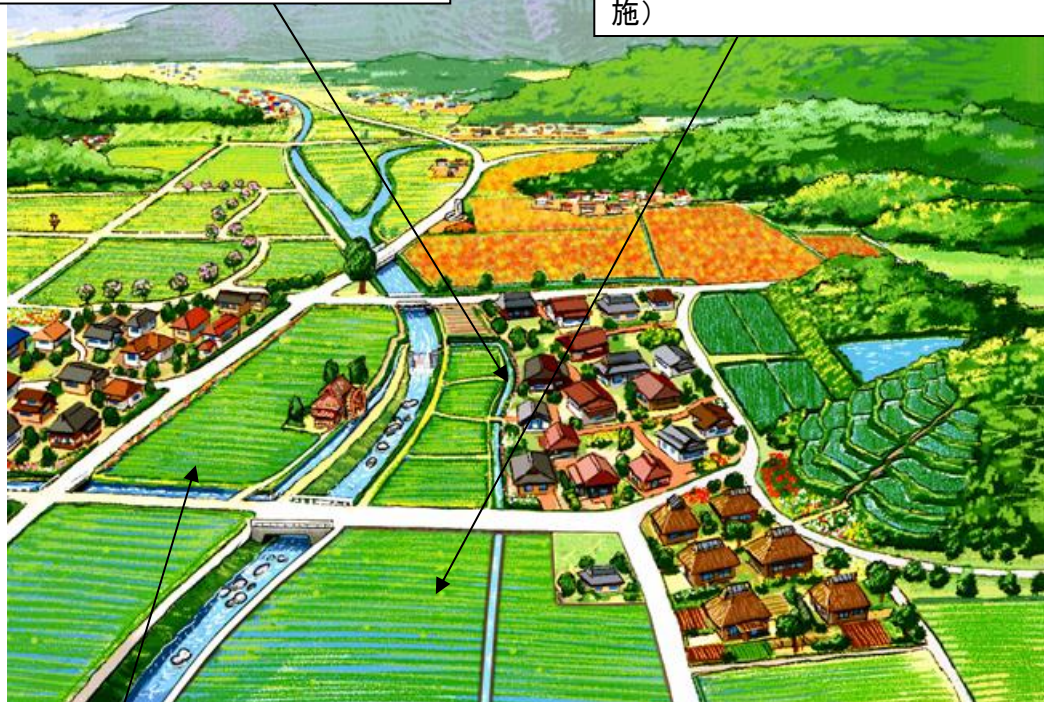
これらの活動の計画をまとめたものが、水質保全計画となります。

水質保全活動の概要

○水質保全計画の策定
○パンフレット作成等の啓発・普及

○水質保全を考慮した施設の適正管理（排水路等へのヨシ等の植栽・管理、浄化池の泥あげ、清掃等）

○水田からの排水（濁水）管理（排水止水板の適正管理、無代かき栽培等の実施）



○水質モニタリングの実施・記録管理

○循環かんがいの実施

1-5) 計画に記載すべき内容

水質保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（基本方針）

- ・地域の自然や歴史の概要を示し、水質保全活動を行う具体的な趣旨を記載します。特に、下流域の水質の状況を記述します。記述にあたっては、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスタープラン、市町村誌等を利用します。計画の具体的な趣旨は、前節で示した「水質保全を考慮した施設の適正管理・沈砂地の適正管理」等、活動指針の活動項目を参考にします。
- ・有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・活動の場所は、水質保全活動が最も有効な水路、ため池等を選定し、範囲を設定します。この場合、設定範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。協定書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容（保全方法等）

- ・実践活動及び啓発・普及活動の内容を示します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<水質保全計画の例>

□○地域 水質保全計画

1. はじめに（基本方針）

本地域は、□▽湖の上流に広がる水田地帯で、○○盆地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけた優良農用地となっている。しかしながら、近年混住化により、水質の悪化がみられ・・・・・・

本地域では、水路沿いにヨシを植栽し、それを共同で管理することにより、悪化している水質を浄化するとともに、その状況を小学生による簡易水質調査で監視し、環境教育にも貢献するものとする。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、町立△○中学校教諭□○夫氏及び農業 □○△子氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、□△水路のヨシ植栽箇所及び字△○周辺における観測場所とする。

（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容（保全方法等）

活動は、□△水路のヨシの管理（草刈り及び清掃）及び字△○周辺における水質簡易測定並びに種々の啓発・普及活動である。

①□△水路のヨシの管理

□△水路のヨシは、平成○年に□▽事業により植栽されたものである。

梅雨期から夏期は、水路沿いの雑草が繁茂するとともに、ごみが散在するため、月1回の管理として草刈り及び清掃を行うことが必要である。なお、9月より翌年5月までは、草丈の伸長が遅いため2か月に1回の清掃を行うこととする。

②字△○周辺における簡易水質観測

当該箇所は、地区の下流にあり、水質のチェックは重要な活動である。この活動を、□▽小学校□年生の総合学習の時間に行い、環境教育にも資するものとする。

③啓発・普及活動

年1回、水質保全に関しての勉強会を開催する。

また、水路の管理（清掃活動）に合わせ、△○小学校の写生大会に協力するものとする。

4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		水質保全
月	活動項目・内容	参加者
4	「水質保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	活動組織代表＋□小学校教諭、P T A代表
5	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃	活動組織
6	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い草刈り及び清掃	活動組織
7	「学校教育等との連携」、「水質保全を考慮した施設の適正管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」：水路沿い草刈り及び清掃、水質分析 (□小学校と合同)	活動組織＋□小学校P T A
8	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い草刈り及び清掃	活動組織
9		
10	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃 「学校教育等との連携」：□小学校 写生大会	活動組織 □小学校□年生
11		
12	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃	活動組織
1		
2	「水質保全を考慮した施設の適正管理」：水路沿い清掃 「啓発活動」：水質保全勉強会	活動組織
3		

(別添)

水質保全活動範囲図 (協定に添付する別紙様式 1)



2) 地下水かん養に係る地域計画の策定

地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等
を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

地下水かん養活動計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、基本方針、活動内容等を設定するもので、これにより農用地や水路等が持つ地下水かん養機能の保全向上が図れます。

【活動の内容】

2-1) 地下水かん養活動の視点

水田は、作物を生産する他に、大雨を一時的に貯水して、水の流れを緩やかにする働きもっています。また、地下水のかん養にも役立っており、水田に張った水が、徐々に地下に浸透して地下水になります。

地下水かん養活動は、こういった水田特有の役割をさらに強化するものです。例えば、水稻収穫後に、耕起を十分にしておき、水田からの地下浸透水の量を増やす活動があります。また、生産調整を行っている所で、作付け前に湛水し、地下水のかん養に貢献する活動もあります。

このような活動は、農用地を含め、国土を保全するという観点で重要です。

どのような活動が有効かは、地形条件、地質条件、利用できる地表水の量の条件、土壌の条件等の地域の特徴に左右されます。身近におられる有識者の助言を得ながら、無理のない計画をたてる必要があります。

なお、水田貯留機能及び地下水かん養については以下のホームページを参照して下さい。

[地下水かん養について]

地下水かん養

http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/agwater_antei/a_function/index.html

<http://www.inakajin.or.jp/midorihozen/midori/tamenteki-kino.html>

農業用地下水の利用実態

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sigen/pdf/chikasui.pdf>

2-2) 地下水かん養活動の有効な地域

地形や地質等の地域の自然環境によりますが、一般的に下流に大雨時に冠水被害がある地域がある場合では、水田貯留機能増進活動が有効であり、下流又は周辺に地下水利用地帯がある場合、地下水かん養活動が有効になります。

なお、地下水かん養活動の場合、下流や周辺に地下水利用があっても、地下の地質の状況によっては（例えば地質が水をほとんど通さない岩盤の場合等では）、活動の効果が十分得られない場合がありますので、地域の有識者や市町村の担当者等に相談します。

2-3) 地下水かん養活動の内容

地下水かん養活動は、本来持っている農用地の国土保全機能を向上させるもので、具体的には活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	水田の地下水かん養機能向上活動	水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。	P208
2	水源かん養林等の保全	地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。	P210

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、地下水かん養に係る地域計画となります。

地下水かん養活動の概要



○水田の地下水かん養機能向上活動
(営農以外の目的での農用地に水張り、
収穫後の耕起)

○水源かん養林の保全



2-4) 計画に記載すべき内容

保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（基本方針）

地域の自然条件の概要を示し、水田の地下水かん養活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要は、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスタープラン、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、活動指針の活動項目を参考にします。

なお、有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

それぞれの活動の例は以下の通りです。活動内容の詳細はⅢ. 実践活動の章を参照してください。

（地下水かん養活動の例）

- ・営農以外の目的で水田に湛水したり、収穫後に耕起を行うことにより、水田の地下水かん養機能を向上させること
- ・水源かん養林の保全活動を行うこと

②活動の場所

- ・実践活動の範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。協定書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容

- ・活動の内容を示します。
- ・実践活動及び啓発・普及の活動の内容を記載します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

＜地下水かん養活動計画の例＞

□○地域 地下水かん養活動計画

1. はじめに（基本方針）

本地域は、歴史的に・・・、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ・・・。

本地域の□△水路沿い○△集落は、混住化に伴い水源かん養域が減少している状況である。また、保水や洪水緩和、さらには自然の自浄作用による水質浄化など「緑のダム」とも呼ばれる水源かん養林も減少している。このことから、雨水が側溝や河川に一気に流れ込むことから、地下水位の低下が懸念されるところである。

地下水位の確保のみならず、河川の氾濫等を防ぐ観点からも、雨水をしみこませる山林や田畑(涵養域：かんよういき)を多く確保することが必要となっていることから、30%以上の協力水田、水源かん養林を整備することとした。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、□□研究所□○主任研究員及び農業普及員 □○△氏のご意見を伺った。

活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、30%以上の面積の水田及びかん養林で実施するものとする。
(別添活動範囲図参照)

2. 活動内容

活動は、収穫後に耕起、かん養林の整備を行ない、併せて種々の普及・啓発活動も実施するものである。

①収穫後の耕起

農機が走行したこと等により水田の表面付近は締固まった状態となる。また、水張りにより表層に粘土分が集中しているため、表層部を耕起し雨水等が浸透しやすくする。

②水源かん養林の整備

植生面積が減少したり、枯死したりすることが無いよう、定期的に点検し機能を確保する。

②啓発・普及活動

年1回水田の貯留機能に関しての勉強会を開催する。

3. 年度活動計画

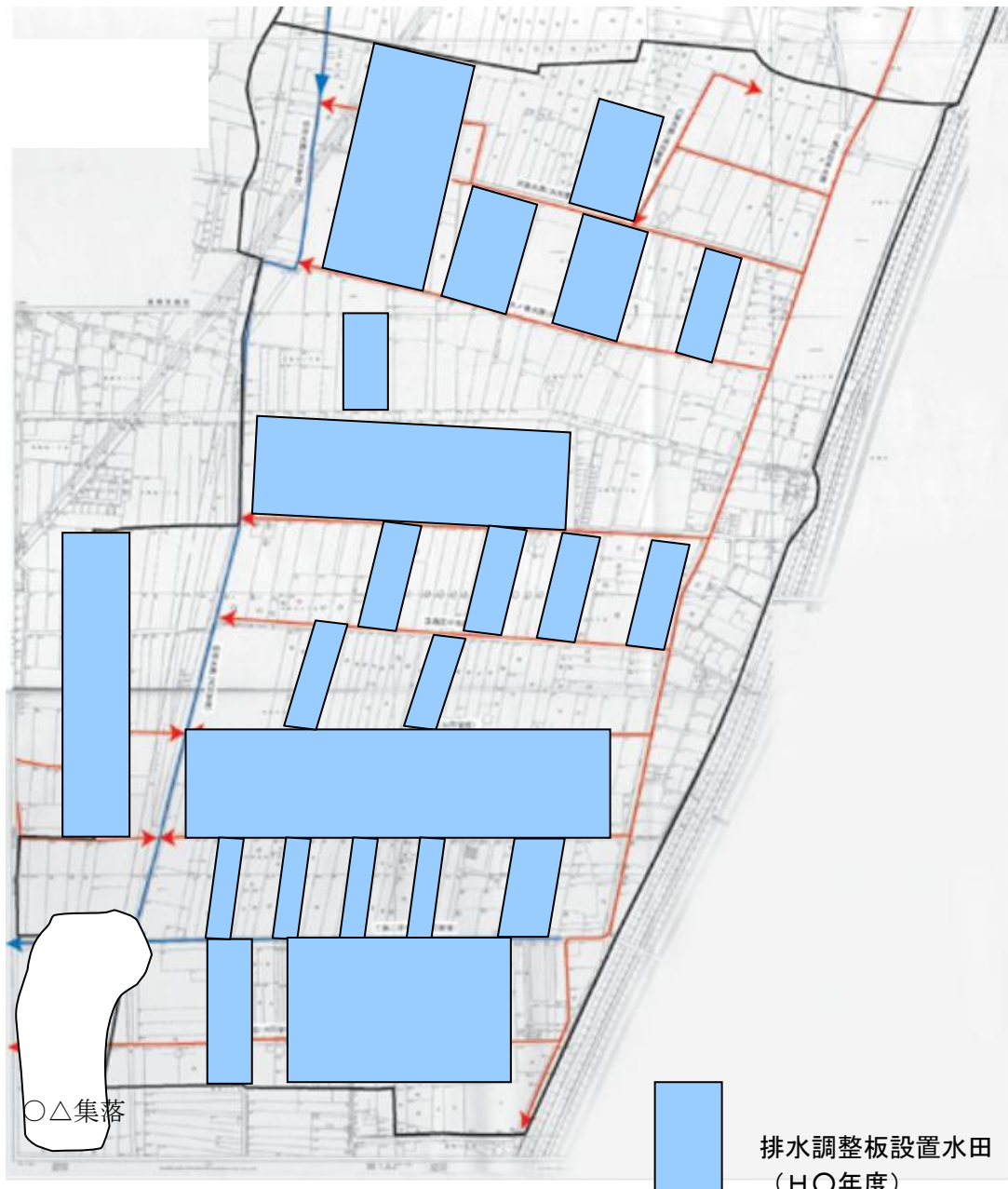
概ね下表の活動を考えている。

テーマ		水田貯留機能増進
月	活動項目・内容	参加者
4	「地下水かん養に係る地域計画の策定」：年度活動計画の打合せ	農業者、地域住民（非農家） 都市住民
5	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
6	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
7	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
8	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
9	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者
10	「地域水かん養機能向上のための点検」：見回り	農業者 農業者
11		
12	「啓発活動」：水田等の貯留機能の勉強会	農業者、地域住民（非農家）、都市住民
1		
2		
3		

(別添)

水田貯留機能増進活動範囲図

(協定に添付する別紙様式1)



（２）農地の保全に係る計画の策定

地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

農地の保全に係る計画の策定は、日々の活動が適正に行なわれるように、地域を熟知している有識者の意見を参考にするなどして、基本方針、保全対象、保全方法、活動内容等を定めるもので、これにより農地からの濁水や土砂流出を防止し、農地の保全や下流域への影響の低減を図ります。

【活動の内容】

（１）農地保全活動の視点

農地からの土砂、濁水等の流出を抑制するための施設を設置し、これを適正に維持管理します。

①排水路沿いの林地帯等の適正管理

畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯を適正に維持管理し、水質の保全を図ります。

②沈砂池の適正管理

農地に流入した濁水等（雨水）を池内に貯留し、土砂分を沈降させ上水を流下させるようにします。沈砂地に大量の堆積物が残留している場合、濁水が沈砂地に滞留しないまま流出することとなるので、普段から土砂上げ等の適正な維持管理を行なうようにします。

③グリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）の適正管理

畑地周辺、水路沿い等に植物を植えグリーンベルトを形成し、畑の土、降雨による濁水の流出を抑制します。維持管理として、その補植、生育管理、グリーンベルトに用いた種以外の種の草刈り等を行ないません。また、畦畔は、時間の経過と共に形状の変化、沈下、破損等が発生するので機能診断の結果に基づき機能を保持の観点から、経常回復等の対策をとることが必要です。

④非耕作期間の植栽管理

非耕作期に、マルチ、敷きわら、花等の植栽管理により、裸地を減らし、降雨時の土壌の流出を抑制します。

⑤農用地からの風塵の防止活動

風塵による影響が著しい畑地周辺の集落では、風塵防止のための並木を整備することにより、畑地からの風塵の影響を低減します。

これらの具体的な方法については、実践活動部分に記載しています。

（２）地域特性を考慮した計画の作成

どのような活動を通じて土砂流出・濁水発生の防止措置を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域に生育する植物は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、土地の利用状況等の人為的条件等により異なります。また、気象状況についても地域によって大きく異なることから、以下のような事項を整理したうえで、地域の特性に合った活動を選択する必要があります。

- ・自然的条件・・・気候、地形・地質、土壌、植生、水系等
- ・社会的条件・・・土地利用、林業、農用地管理、水利等

下記ホームページのような情報を有効利用すると便利です。

気象統計情報：気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>

自然環境保全基礎調査（植生図の閲覧）：環境省 生物多様性情報システム

http://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_f.html

（３）農地の保全活動の内容

農地の保全活動には、次のような項目があります。

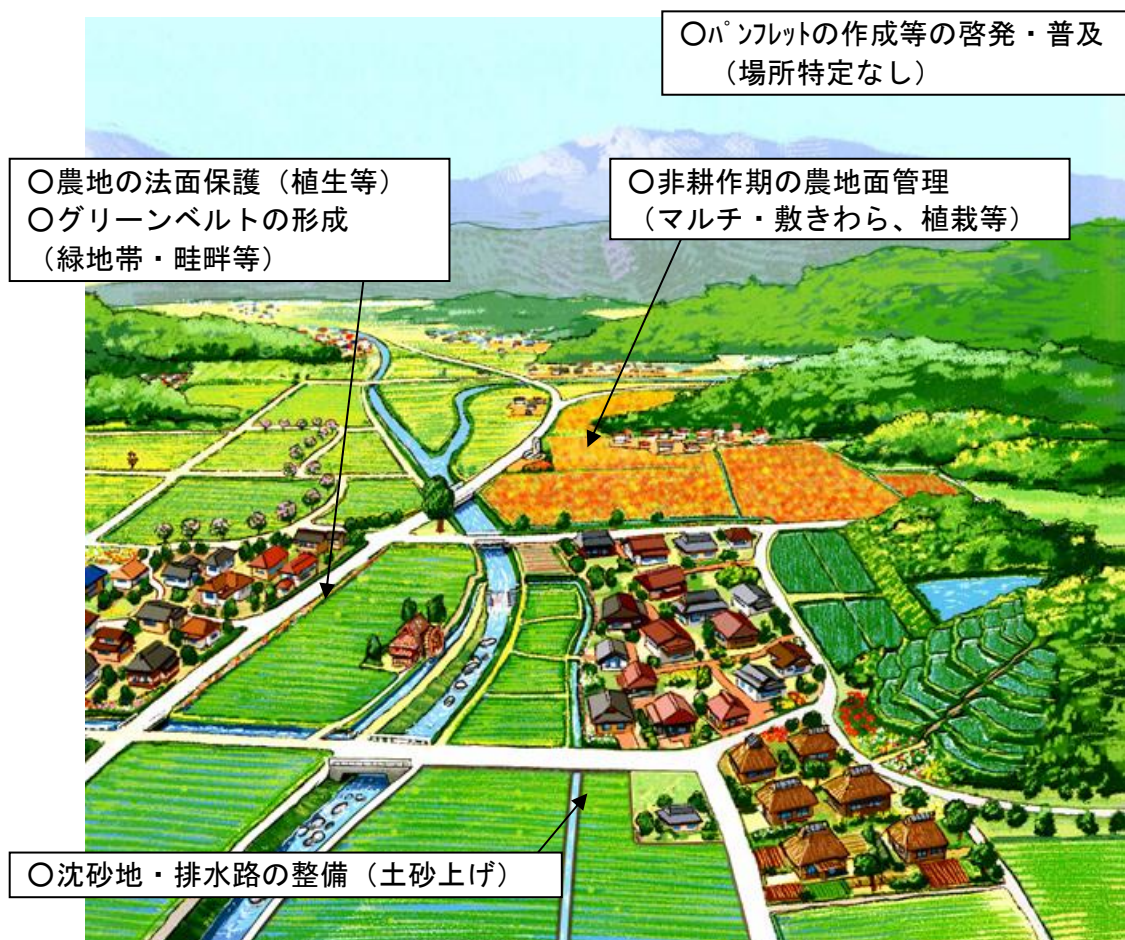
No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	排水路沿いの林地対等の適正管理	畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行います。または、林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行います。	p211
2	沈砂池の適正管理	土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜枿の設置や、泥上げやその施設への植栽を行い適正な維持管理を行います。	p213
3	土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	農用地からの土壌流出を抑制するためにグリーンベルト（緑地帯、畦畔等）等の設置や適切な維持管理を行います。 非耕作期に、マルチ、敷きわら、花等の植栽管理により、裸地を減らし、直接農地の表面が降雨に叩かれるのを防ぎ、濁水の発生を抑制するようにします。	p214
4	農用地からの風塵の防止活動	農用地周辺に立地する住宅地等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行います。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な管理を行います。	p216

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次項の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織

内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。これらの活動の計画をまとめたものが、農地の保全に係る計画となります。

農地の保全活動の概要



<農地保全計画の例>

□○地域 農地保全計画（土砂流出防止）

1. はじめに（基本方針）

本地域は、○○山の山麓に広がる○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ広大な水田地帯が広がっている。

本地域の字△○周辺は、これまで水害に悩まされることはなかったが近年の気象状況の変化から急激な降雨に見舞われることもあり、これに起因する濁水発生・土砂流出が懸念される。

本活動計画は、地域の農地からの肥沃な表層土壌の流亡の防止や、濁水及び土砂の流出による河川水質や生活環境への影響軽減に関し、農地の保全の概要を示したものである。

なお、本計画を設定するにあたって、気象状況に詳しい○○研究所□凸主任研究員及び、地域の流況に詳しい農業普及員 □○△氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域内の 30%以上の面積の農地及び沈砂地・水路で実施する。
(別添活動範囲図参照)

3. 活動内容（保全する生物、保全方法等）

活動は、点検・機能診断の際や降雨後の状況確認を通じて、施設の侵食や破損箇所が見られた場合や、早期に対策を講ずるべき場所があった場合に早急に対応して濁水発生・土砂流出を防止するもので、併せて種々の普及・啓発活動も実施するものである。

①農地の法面の点検

降雨等による侵食や、植生が剥がれている箇所がないか点検し、適時整備する。

草等が鬱そうとして、農地や農道の障害となっている場合は、関係する農業者に呼びかけ、草刈りを年 2 回程度実施するものとし、刈草は、隣接の□凹氏のは場に集積する。

②グリーンベルト・畦畔の点検

グリーンベルトの植え付けが必要な部分や枯れたり撤去されている箇所がないかを点検し必要に応じて植え付けを行なう。なお、植え付けた植物によっては、管理を怠ると高くなるものもあるため適宜、刈り取りを行なうよう各農家で管理する。

③沈砂地・排水路の泥上げ

沈砂地の容量、排水路の流量を確保するため、一定量の土砂が堆積したら地域住民の協力も仰ぎ、泥上げを行なう。撤去した土砂は、脱水後、法面補修等に使用する。

④啓発・普及活動

年 1 回勉強会を開催する。

また、水路の泥上げに合わせ、△○小学校の生物観察に協力する。

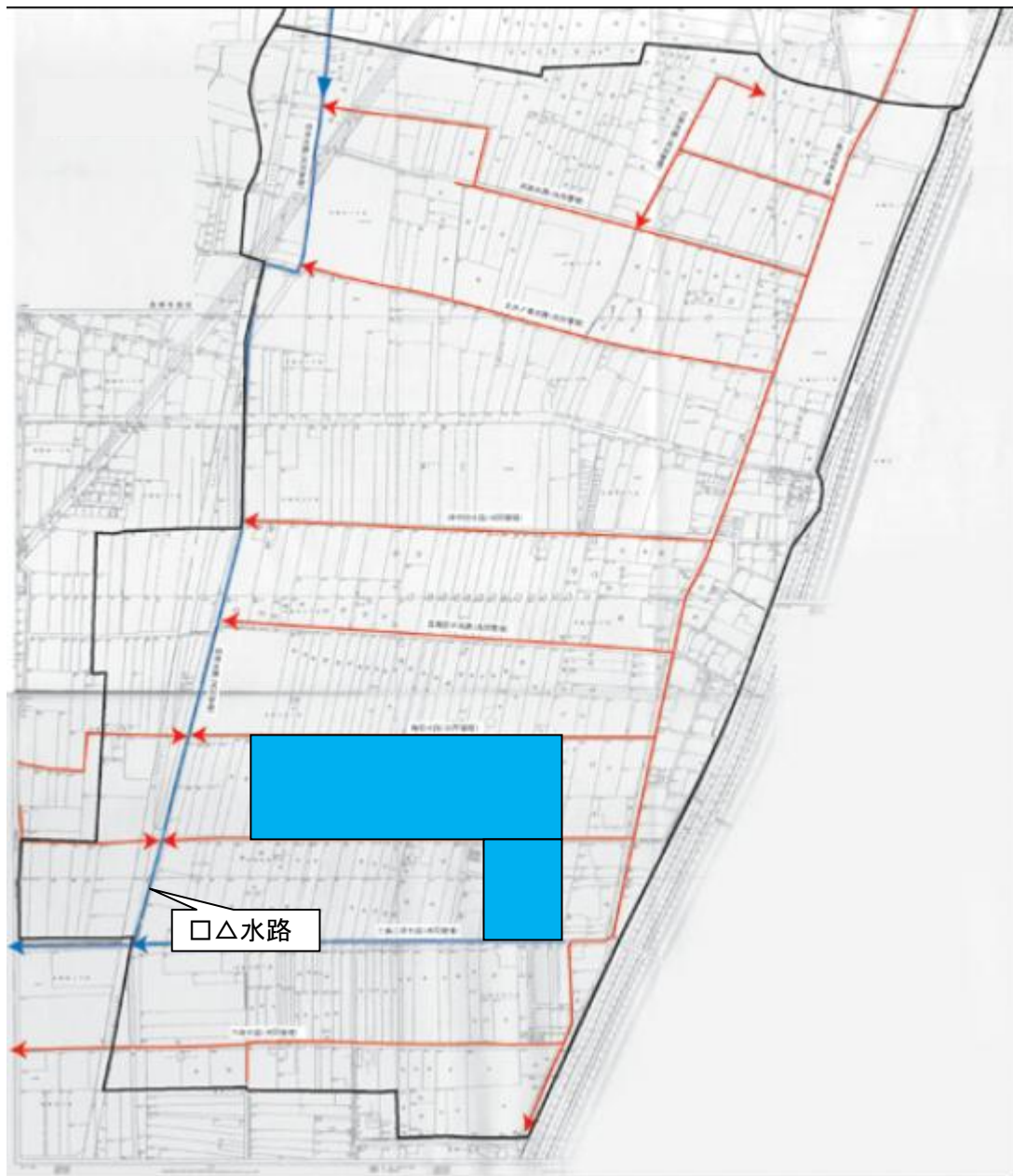
4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		農地の保全
月	活動項目・内容	参加者
4	「農地保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	農業者、地域住民（非農家）
5	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
6	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
7	「沈砂地・水路の機能向上活動」：土砂上げ	農業者、地域住民（非農家） 〇〇小学校の学童（生物観察）
8	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
9	「降雨時の排水状況確認」 「降雨後の法面等侵食状況の確認」：見回り	農業者
10	「沈砂地・水路の機能向上活動」：土砂上げ	農業者、地域住民（非農家） 〇〇小学校の学童（生物観察）
11	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
12	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
1	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
2	「グリーンベルトの点検」 「非耕作期間の農地面管理」：見回り	農業者
3	「啓発活動」：農地保全（土砂流出防止）の勉強会	農業者、地域住民（非農家） 〇〇小学校の学童（生物観察）

(別添)

農地保全活動範囲図
(協定に添付する別紙様式1)



 対象水田

（３）地域環境の保全に係る計画の策定

１）生物多様性保全計画の策定

地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

生物多様性保全計画は、日々の活動が適正に行われるように、地域を知っている有識者の意見を十分参考にする等して、基本方針、保全すべき生物、保全方法、活動内容等を定めるもので、これにより豊かな農村の生物多様性の保全向上が図られます。

【活動の内容】

１－１）生物多様性保全活動の視点

農村地域の生態系は、手付かずの自然ではなく、田植え、畦畔の草刈り、水路の泥上げ等、農業生産活動や集落活動等の営みの中で作られた生態系です。このような場所では、人との共生の中でこそ生育・生息が支えられるような希少な動植物が見られることから、水田を中心とする農村生態系は、貴重なものとなっています。

ところが、近年、様々な理由から、昔からのならわしであった水路や農道等の共同管理がとどこおりがちになる等、農村の維持管理が十分に行われなくなっています。

さらに、地域外から人為的に持ち込まれて定着した「外来種」が、在来の生態系に大きな影響を与えている状況も見られています。

このような状況が続き、貴重な日本の農村の生態系が失われないために、生態系の保全活動を行う必要があります。

保全する生物は、食物連鎖の上位に位置している「上位性」や、地域の生態系を典型的に表している「典型性」、特殊な環境に依存している「特殊性」、全国的に絶滅が危惧されている「希少性」等、生態系を代表すると考えられる生物の指標性や、地域住民とのかかわり（関心の高さ等）を考慮して選定するという考え方があります。

・「上位性」

水田地域に見られるサギ類や、水田などの小規模な環境におけるタガメ等

・「典型性」

ため池周辺の大規模なヨシ群落、ため池や水路等で普通に見られるフナ類等

・「特殊性」

湧水がある冷水域に生息するホトケドジョウ等

・「希少性」

ニッポンバラタナゴ、ゲンジボタル等

農村の豊かな生態系、生物については以下のホームページも参照して下さい。

「生きもののにぎわいのある農村を目指して」

http://www.maff.go.jp/nouson/keikaku/6-panhu_link/kankyou_panfu/panfu-kankyou2.htm

「いのちつどう農村を目指して」

http://www.maff.go.jp/nouson/keikaku/6-panhu_link/kankyou_panfu/nouson_kankyou.pdf

「農村地域の水辺の生き物」

http://www.maff.go.jp/nouson/mizu_midori/intro.html

1-2) 地域特性を考慮した計画の策定

どのような活動を通じて生態系を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域に生育・生息する動植物は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、人による土地の利用等の人為的条件、また動物にとっては植物の生育状況等が重要な生息の条件となります。また、前述のとおり、外来種による生態系への影響等も地域によって、その状況が異なります。

したがって、生物多様性保全計画を立案する場合には、以下のような事項を整理した上で、地域の特徴的な生態系の保全や、地域の生態系にとっての課題が解決できるような活動を選択することが望まれます。

- ・自然的条件……気候、地形・地質、植生、生育・生息動植物、希少動植物、外来種 等
- ・社会的条件……土地利用、林業、農用地管理、水利用 等

以上のような情報は下記の文献資料に整理されています。

- ・市町村誌 …… 気候、地形、植生、生育・生息動植物等が整理されている場合があります。各市町村の役場で購入したり、地元の図書館で閲覧することができます。
- ・空中写真 …… 土地利用状況がよくわかる資料として空中写真があります。撮影年が古い場合もあるため、注意する必要があります。以下のサイトで公開されています。

国土交通省国土情報ウェブマッピングシステム

http://nlftp.mlit.go.jp/cgi-bin/WebGIS2/WF_AirTop.cgi?DT=n&IT=p

- ・土地分類基本調査 …… 国土地理院発行の縮尺5万分の1地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壌等）等が調査され、公表されています。

国土交通省国土政策局国土情報課

<http://tochi.mlit.go.jp/kihon-info/tochi-bunrui>

1-3) 生物多様性保全活動が有効な地域

生物多様性保全活動が有効な地域は、例えば以下の地域が考えられます。

- ・希少種等が分布している等注目される地域
- ・生態系に配慮した水路等の環境配慮施設を設置した地域
- ・外来種が多数分布し、駆除が急がれる地域

活動しようとする場所が、これらの地域に該当するかどうかについては、前項で整理した地域特性を考慮したり、判断に困ったときは、地域の有識者や市町村の担当者等に相談します。

1-4) 生物多様性保全活動の内容

生物多様性を保全する実践活動には、活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	生物の生息状況の把握	地域に生育・生息する生物の状況を調査し、見つけた種類や数等を記録する活動です。学校教育との連携等の啓発・普及活動と同時に行う活動です。	p217
2	生物多様性の保全に配慮した施設の適正管理	平成13年の土地改良法の改正により、生態系に配慮した石積みの水路やビオトープ（生物の生息空間）としての保全池等が設置されるようになりました。これらの施設の効果を発揮させるためには、継続的な管理が欠かせません。これらの施設の管理等を適正に行うことにより、地域本来の豊かな生態系をつくる活動です。	p226
3	水田を活用した生息環境の提供	農用地、特にかんがい期の水田は、鳥類の餌場として、また両生類や魚類、水生昆虫等のすみかとして、多くの動物に利用されます。そこで、休耕田に水を入れたり、非かんがい期に水を入れたりして、このような環境をできるだけ多く確保することが有効な活動となります。収穫後の湛水の実施、給餌田の設置、休耕農地を利用したビオトープの管理等の活動です。	p232
4	生物の生活史を考慮した適正管理	生活史とは、孵化→幼生→成体→交尾・繁殖という動植物の一生のサイクルを環境との係わりを含めて表す言葉です。動植物の成長や繁殖は、あるきまった環境の条件（場所）でその営みがおこなわれますが、その営みに支障が出ないように、施設や水の管理を調節する活動です。例えば、遡上する魚の種類に合わせて魚道の水量を変化させたり、季節ごとに池の水位を変化させる等の活動です。	p236
5	放流・植栽を通じた在来生物の育成	様々な理由によって減ってしまった在来種を、室内等の環境の管理の行き届いた場所で育て、その育てた稚魚や幼虫を放流したり、苗木を植栽すること等によって、地域全体の生物の量を増やし、地域本来の豊かな生態系をつくる活動です。	p239
6	外来種の駆除	急増している外来種を、一斉に駆除し、在来の動植物からなる地域本来の豊かな生態系をつくる活動です。	p242
7	希少種の監視	希少種の乱獲・盗掘や、安定的な生育・生息が脅かされるような環境変化がないように、定期的に生育・生息場所及びその周辺を監視する活動です。	p247

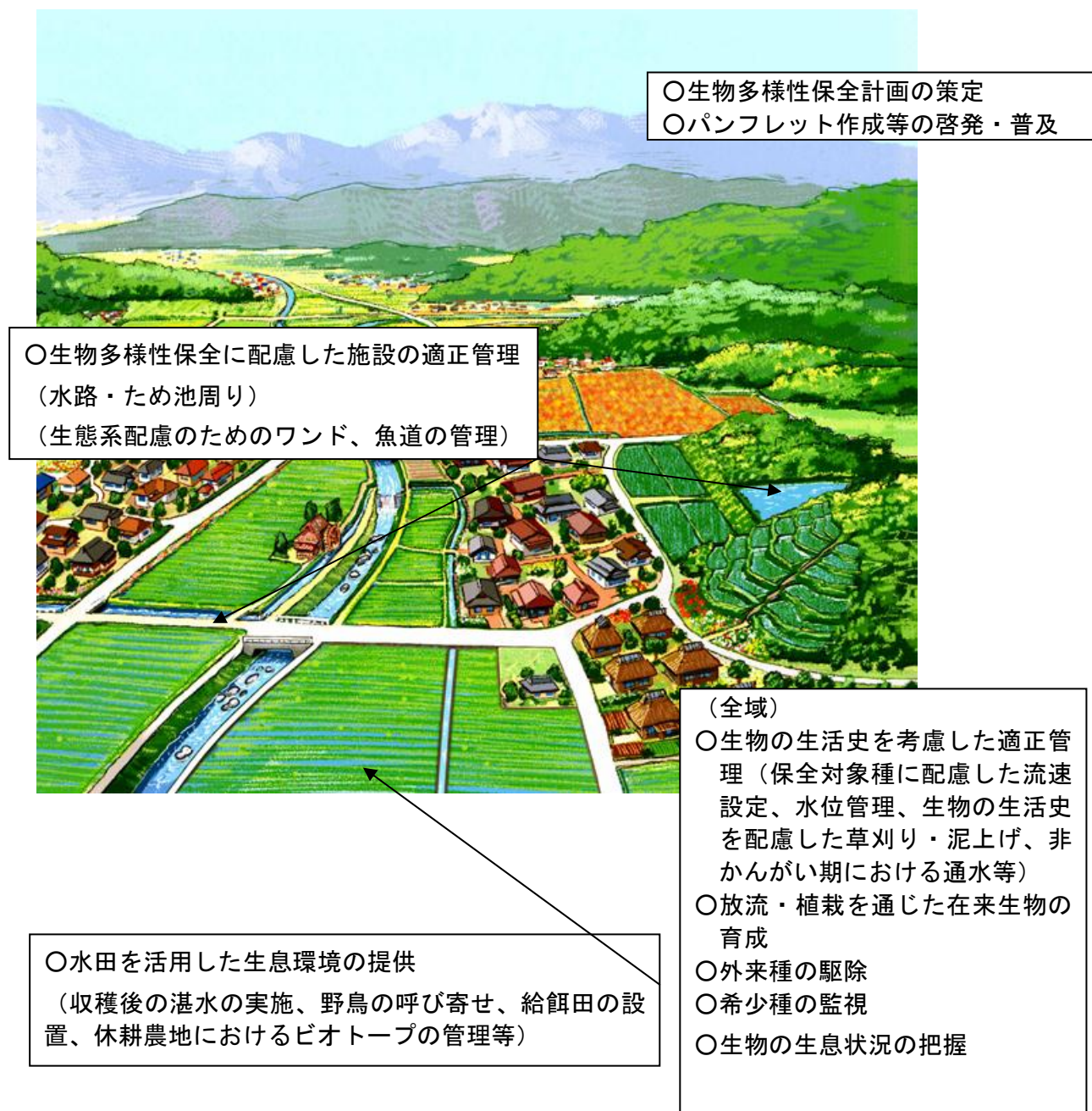
以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要です。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓

発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、生物多様性保全計画となります。

生物多様性保全活動の概要



1-5) 計画に記載すべき内容

生物多様性保全計画は、前に列記した項目のうち、地域に適した項目を選んで作成します。後述の普及・啓発活動や実践活動の部分も参考に選択します。

生物多様性保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（基本方針）

- ・地域の「自然環境の概要」を示し、生物多様性保全活動を行う「具体的な趣旨」を書きます。「自然環境の概要」は、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスタープラン、市町村誌等を参考にし、「計画の具体的な趣旨」は、前節で示した「生態系に配慮した施設の適正管理」等、活動指針の活動項目を参考にします。
- ・有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・実践活動の場所については、市町村、大字等まで記述するほか、5千分の1程度以上の地図に、おおよその範囲を示します。協定書に添付する位置図で代用してもかまいません。
- ・実践活動の範囲は、全国の効果的な活動を行っている事例においても、全ての施設を対象とするものは少なく、一部の施設や地域を対象としている例が大部分です。確実に活動が行えると、地域が合意できる範囲の中で、活動を実施するケースが多いと考えられます。
- ・啓発・普及活動の場所については、看板設置場所等明らかにできるものを除いては、記入の必要がありません。

③活動内容（保全する生物、保全方法等）

- ・実践活動及び啓発・普及活動の内容を示します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<生物多様性保全計画の例>

□○地域 生物多様性保全計画

1. はじめに（基本方針）

本地域は、○○山の山麓に広がる○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ広大な水田地帯が広がっている。

本地域の字△○周辺は、○△町誌においても記述されている植物の△○□の群生地であり、また、ほ場整備事業で設置された□△水路付近は、△□△の生息地となっている。

本活動計画は、地域における重要な自然環境である△○□と△□△に関して、その生育・生息地の保全の概要を示したものである。

なお、本計画を設定するにあたって、植物に詳しい町立△○中学校元教諭□凸○夫氏及び、昆虫に詳しい農業□○△子氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、字△○周辺における△○□の群生地及び□△水路付近の、△□△の生息地とする。

（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容（保全する生物、保全方法等）

活動は、△○□の群生地における夏場の草刈り及び□△水路付近△□△生息地における草刈り及び泥上げ並びに種々の普及・啓発活動である。

①△○□の群生地の夏場の草刈り

春先に可憐な花を咲かせる△○□は、日当たりの良い草地を好むため、夏場に生育地の周辺の草刈りを行う。

草刈りは△○□保存部会で、年1回実施するものとし、刈草は、隣接の□凹氏のほ場に集積する。なお、△○□は、盗掘されないよう、管理には十分注意する。

②△□△生息地における草刈り及び泥上げ

△□△は、水田地域において普通に生息する淡水魚類であるが、最近の環境の変化により、減少しているといわれている。

この魚には、ある程度の水の流れが必要であることから、年数回の草刈り及び年1回の泥上げが必要といわれている。

草刈り及び泥上げは△□△保存部会で実施するものとし、刈草は、隣接の○□氏のほ場、あげた泥は、町の廃棄物運搬車で持ち出してもらうこととする。

なお、周辺のほ場の所有者は、除草剤等の使用を控えることとする。

③啓発・普及活動

年1回勉強会を開催する。

また、水路の泥上げに合わせ、△○小学校の生物観察に協力する。

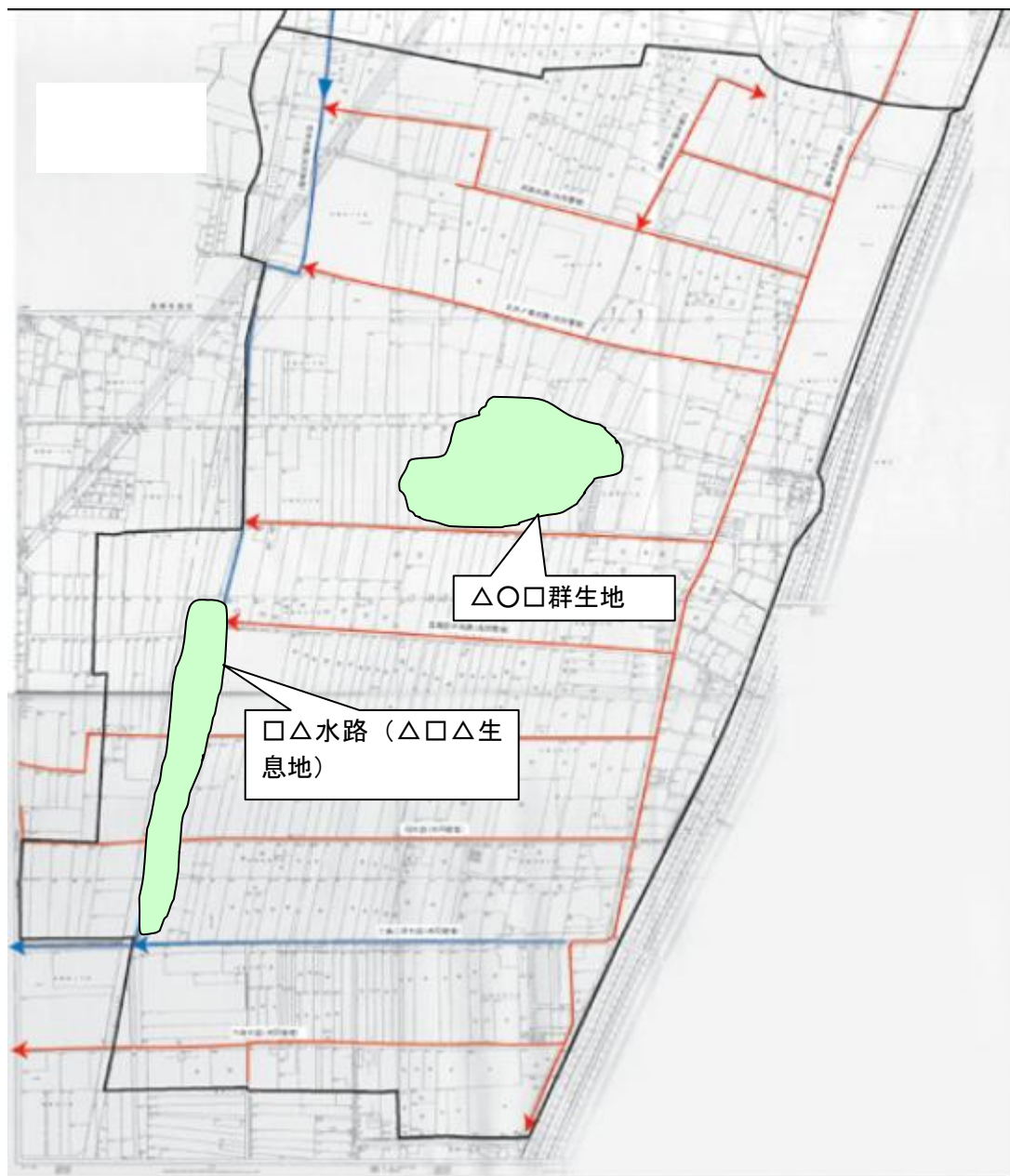
4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		生物多様性保全
月	活動項目・内容	参加者
4	「生物多様性保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	△○□保存部会＋△□△保存部会（合同）
5	「生物の生活史を考慮した適正管理」：水路泥上げ 「学校教育との連携」、「生物の生息状況の把握」：△○小学校生物観察	△□△保存部会 △○△保存部会と△○小学校の学童
6	「生物の生活史を考慮した適正管理」：水路草刈り	△□△保存部会
7		
8	「学校教育との連携」、「生物の生息状況の把握」：△○小学校生物観察 「生物の生活史を考慮した適正管理」：水路草刈り	△○△保存部会と△○小学校の学童 △□△保存部会
9		
10	「生物の生活史を考慮した適正管理」：△○□群生地及び水路草刈り	△○□保存部会＋△□△保存部会（合同）
11		
12		
1		
2	「学校教育との連携」：生態系勉強会（出前講座）	△○□保存部会＋△□△保存部会（合同）
3		

(別添)

生物多様性保全活動範囲図 (協定に添付する別紙様式1)



2) 景観形成・生活環境保全計画の策定

地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

景観形成・生活環境保全計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、基本方針、目標達成方法、活動内容等を設定するもので、これにより豊かな農村の景観や生活環境の保全向上が図れます。

【活動の内容】

2-1) 景観形成・生活環境保全活動の視点

農村地域の景観は、人が自然に働きかけながら、長い年月をかけて作り出されたもので、地域固有の美しさを持っています。その景観には、

- ・農業と地域社会が溶け合った、生活感溢れる景観
- ・農用地が周辺の自然環境と結びついた二次的自然として構成する水辺や緑の景観
- ・世代を超えて、労働や日々の暮らしを通じて継承されている農作業やお祭り等の伝統文化に係る景観
- ・農業、自然、生活、文化が凝縮された農村景観 等

多様な要素があります。これらの景観を保全し、さらに向上させるために、景観形成の活動は重要です。

また、農村の生活環境保全には、農業用水が役立っています。農業用水路を流れる水は生活用水、防火用水、消雪用水等の地域用水として、管理されることにより、地域の生活に密着し、環境保全に貢献します。

2-2) 地域特性を考慮した計画の策定

どのような活動を通じて景観を保全していくのかは、地域の特性を十分に踏まえて計画することが重要です。

その地域の景観は、地域の気候や地形・地質等の自然的条件や、人による土地の利用の歴史等の人為的条件等により、その成り立ちが異なります。

したがって、景観形成・生活環境保全活動計画を立案する場合には、以下のような事項を整理した上で、地域の特徴的な景観が保全できるような活動を選択することが望めます。

- ・自然的条件……気候、地形・地質、植生 等
- ・社会的条件……土地利用、伝統的建造物、伝統的農法 等

以上のような情報は下記の文献資料に整理されています。

- ・市町村誌 …… 歴史、伝統、気候、地形、植生等が整理されている場合があります。各市町村の役場で購入したり、地元の図書館で閲覧することができます。
- ・空中写真 …… 土地利用状況がよくわかる資料として空中写真があります。撮影年が古い場合もあるため、注意する必要があります。以下のサイトで公開されています。

国土交通省国土情報ウェブマッピングシステム

http://nlftp.mlit.go.jp/cgi-bin/WebGIS2/WF_AirTop.cgi?DT=n&IT=p

- ・土地分類基本調査 …… 国土地理院発行の縮尺 5 万分の 1 地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壌等）等が調査され、公表されています。

国土交通省国土政策局国土情報課

<http://tochi.mlit.go.jp/kihon-info/tochi-bunrui>

2-3) 景観形成・生活環境保全活動が有効な地域

景観形成活動が有効な地域としては、農村独特の美しい景観を持っている地域があげられます。例えば、散居村や棚田の景観やはさ木等の伝統的な農法を残している地域の景観があれば、この活動を行うことが有効です。

また、地域住民の利用が多い場所や、景観の悪化が著しい地域においても、この活動を行うことが有効です。

生活環境保全活動が有効な地域としては、農業用水が地域用水として利用されているところや風塵等の被害の著しいところがあげられます。

2-4) 景観形成・生活環境保全活動の内容

景観形成活動や生活環境保全活動には、活動指針に示された次のような項目があります。

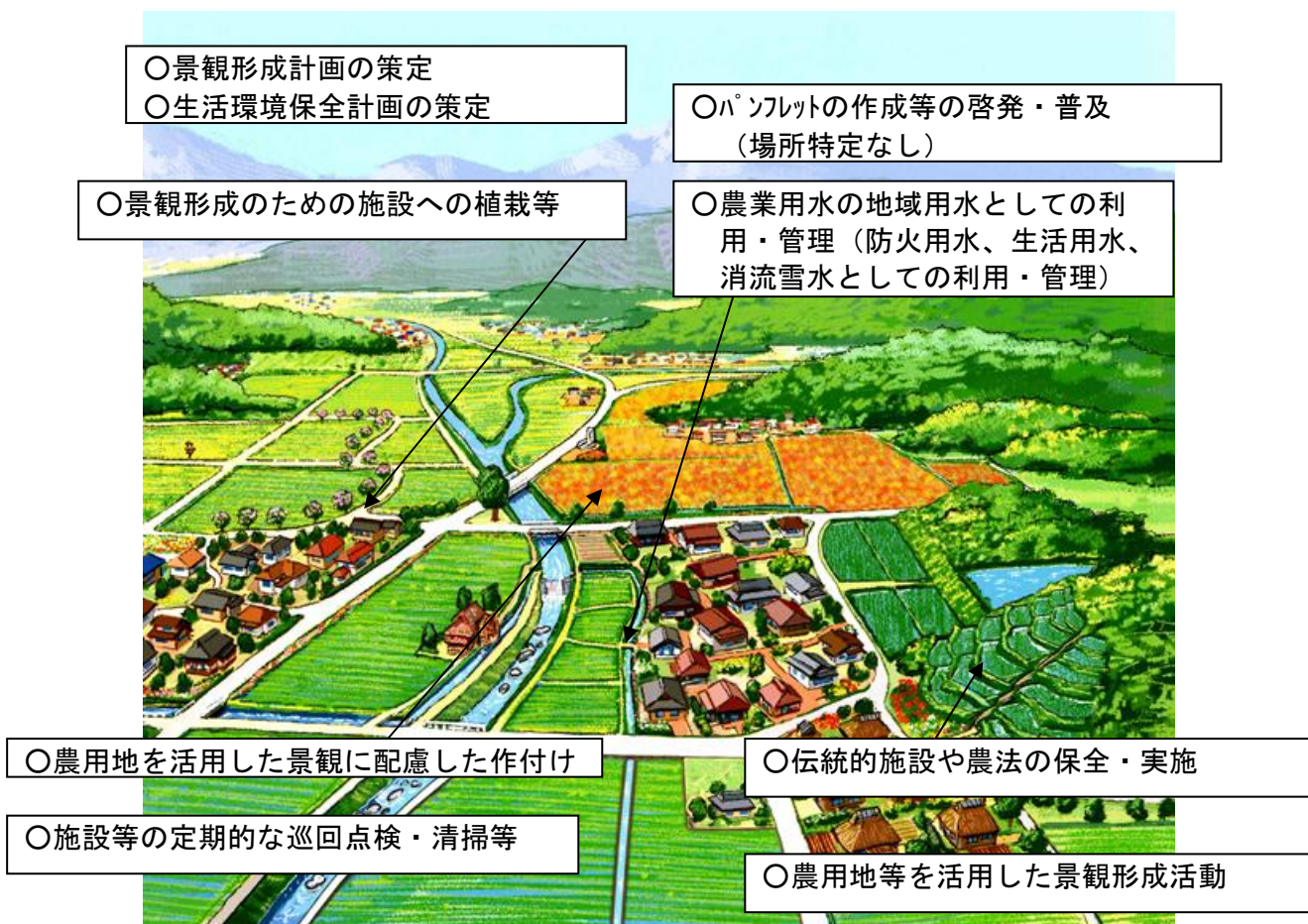
No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	非かんがい期における通水	水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水する活動です。	P251
2	農業用水の地域用水としての利用・管理	農業用水路を流れる水は、集落の生活用水、防火用水、消雪用水等の地域用水として利用され、集落の生活環境保全に役立っています。この用水の管理は、農産物の生産のために用いる水の管理を地域用水利用の観点から行われる活動で、有力な環境保全活動です。	P253
3	景観形成のための施設への植栽等	用排水路や農道の斜面にシバザクラ等の景観植物を植栽、管理することや、農道の歩道部分に木材チップを敷き管理する等、地域の景観に調和した活動や地域の景観を創造する活動です。	P256
4	農用地等を活用した景観形成活動	屋敷林の適正管理、廃屋の撤去、複数の施設の壁の同系色化を実施し、景観を保全する活動です。	P259
5	伝統的施設や農法の保全・実施	地域に残っている伝統的土地改良施設の保全や、地域で古くから行われてきた農法を実施することにより、地域古来の景観を保全する活動です。	P261
6	施設等の定期的な巡回点検・清掃	ごみの不法投棄防止のために巡回点検することや、農用地、農業用施設等のごみを定期的に除去する活動です。	P264

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、景観形成・生活環境保全計画となります。

景観を形成する活動や生活環境を保全する活動



2-5) 計画に記載すべき内容

保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（基本方針）

- ・地域の自然や歴史の概要を示し、景観形成・生活環境保全活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要は、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスタープラン、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、前節で示した「農業用水の地域用水としての利用・管理」等、活動指針の活動項目を参考にします。
- ・有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・実践活動の場所については、市町村、大字等まで記述するほか、5千分の1程度以上の地図に、おおよその範囲を示します。協定書に添付する位置図で代用してかまいません。
- ・活動の範囲は、必ずしも地域全域である必要はありませんが、豊かな農村景観を目指す場合は、できるだけ広範囲に設定します。

③活動内容

- ・実践活動及び啓発・普及活動の内容を示します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<景観形成計画の例>

□○地域 景観形成計画

1. はじめに（基本方針）

本地域は、歴史的に・・・、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ……。その景観は、日本では、比較的普通に見られる農村風景であるが、世界的に見ると非常に貴重なものであり、専門家の□○氏もその保全が重要であると指摘している。

本地域の□△水路沿いは、アジサイの植栽により景観形成がなされているとともに、字△○周辺は、○△町誌においても記述されている美しい農村景観の代表地である。

本活動計画は、地域における美しい農村景観を代表する□△水路沿い及び字△○について、景観形成することを目的として設定されたものである。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、町立△○中学校元教諭□凸○夫氏及び農業□○△氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、□△水路のあじさい植栽箇所及び字△○周辺における農村景観とする。（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容

活動は、□△水路のアジサイの植栽の管理及び字△○周辺における農村景観の管理並びに種々の啓発・普及活動である。

①□△水路のアジサイの植栽の管理

□△水路のアジサイは、付近の△○寺の境内のアジサイが町の名所になっていることにちなみ平成○年に植栽されたもので、地域全体として、良好な景観をつくりだしている。

梅雨期から夏期においては、水路沿いの雑草が繁茂するとともに、ごみが散在するため、景観の維持のため月1回の草刈り及び清掃を行うことが必要である。なお、9月より翌年5月までは、2か月に1回の清掃を行うこととする。

②字△○周辺における農村景観の管理

当該箇所は、屋敷林が良好な農村景観を形成しており、町誌にも記載されている。

この景観を守るために、2ヶ月に1回はさ木の周辺の清掃活動及び屋敷林の下草刈り、清掃活動を実施することとする。

③啓発・普及活動

年1回景観に関しての勉強会を開催する。

また、あじさい水路の管理（清掃活動）に合わせ、△○小学校の写生大会に協力するものとする。

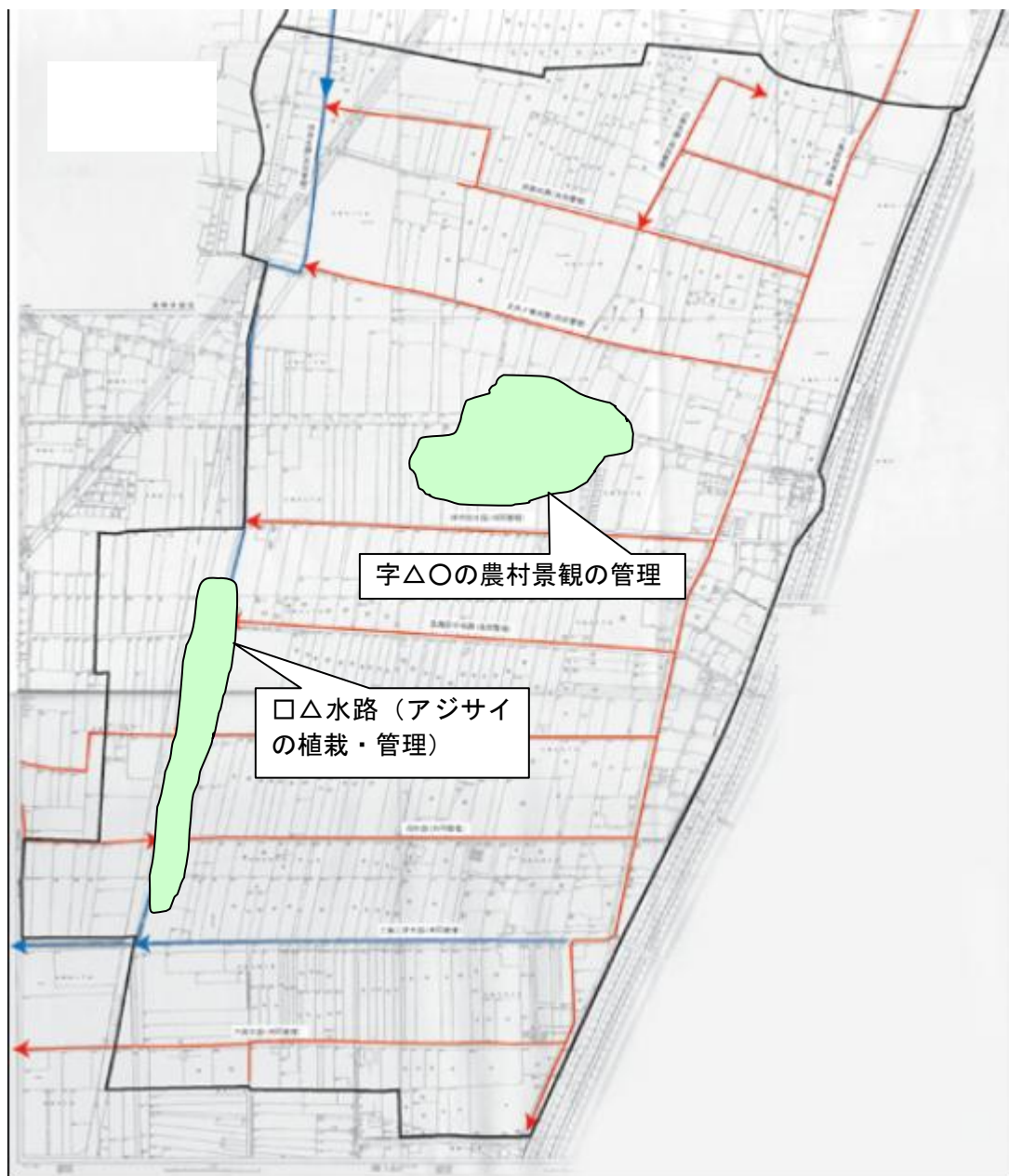
4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		景観形成計画
月	活動項目・内容	参加者
4	「景観形成・生活環境保全計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	あじさい水路管理部会＋△○農村景観保存部会（合同）
5	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い清掃	あじさい水路管理部会
6	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い及び屋敷林等草刈り及び清掃	合同
7	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い草刈り及び清掃	あじさい水路管理部会
8	「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い及び屋敷林等草刈り及び清掃	合同
9		
10	「学校教育等との連携」、「施設等の定期的な巡回点検・清掃」：水路沿い及び屋敷林等清掃 小学校写生大会	合同
11		
12	水路沿い及び屋敷林等清掃	合同
1		
2	水路沿い及び屋敷林等清掃 景観勉強会	合同
3		

(別添)

景観形成活動範囲図
(協定に添付する別紙様式1)



3) 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

水田貯留機能増進計画は、日々の活動が適正に行われるよう、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、基本方針、活動内容等を設定するもので、これにより農用地や水路等が持つ水田貯留機能向上が図れます。

【活動の内容】

3-1) 水田貯留機能増進活動の視点

水田は、作物を生産する他に、大雨を一時的に貯水して、水の流れを緩やかにする働きをもっています。また、地下水のかん養にも役立っており、水田に張った水が、徐々に地下に浸透して地下水になります。

水田貯留機能増進は、こういった水田特有の役割をさらに強化するものです。例えば、水田の排水口に排水調整板を入れて、河川等への排水を遅くしたりする活動があります。

このような活動は、農用地を含め、国土を保全するという観点で重要です。

どのような活動が有効かは、地形条件、地質条件、利用できる地表水の量の条件、土壌の条件等の地域の特徴に左右されます。身近におられる有識者の助言を得ながら、無理のない計画をたてる必要があります。

なお、水田貯留機能については以下のホームページを参照して下さい。

[水田貯留機能（洪水防止機能）について]

農業用水が有する多面的機能について

http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/agwater_antei/a_function/index.html

3-2) 水田貯留機能増進活動の有効な地域

地形や地質等の地域の自然環境によりますが、一般的に下流に大雨時に冠水被害がある地域がある場合では、水田貯留機能増進活動が有効です。

3-3) 水田貯留機能増進活動の内容

水田貯留機能増進活動は、本来持っている農用地の国土保全機能を向上させるもので、具体的には活動指針に示された次のような項目があります。

No.	活動項目	活動内容の概要	関連 ページ
1	水田の貯留機能向上活動	大雨時に農用地からの排水を調節するため、農用地の排水口に排水調整板を設置や、農用地の貯水機能を向上させるために畦畔のかさ上げを行う活動です。 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行う活動です。	p266

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次ページの図のようになります。

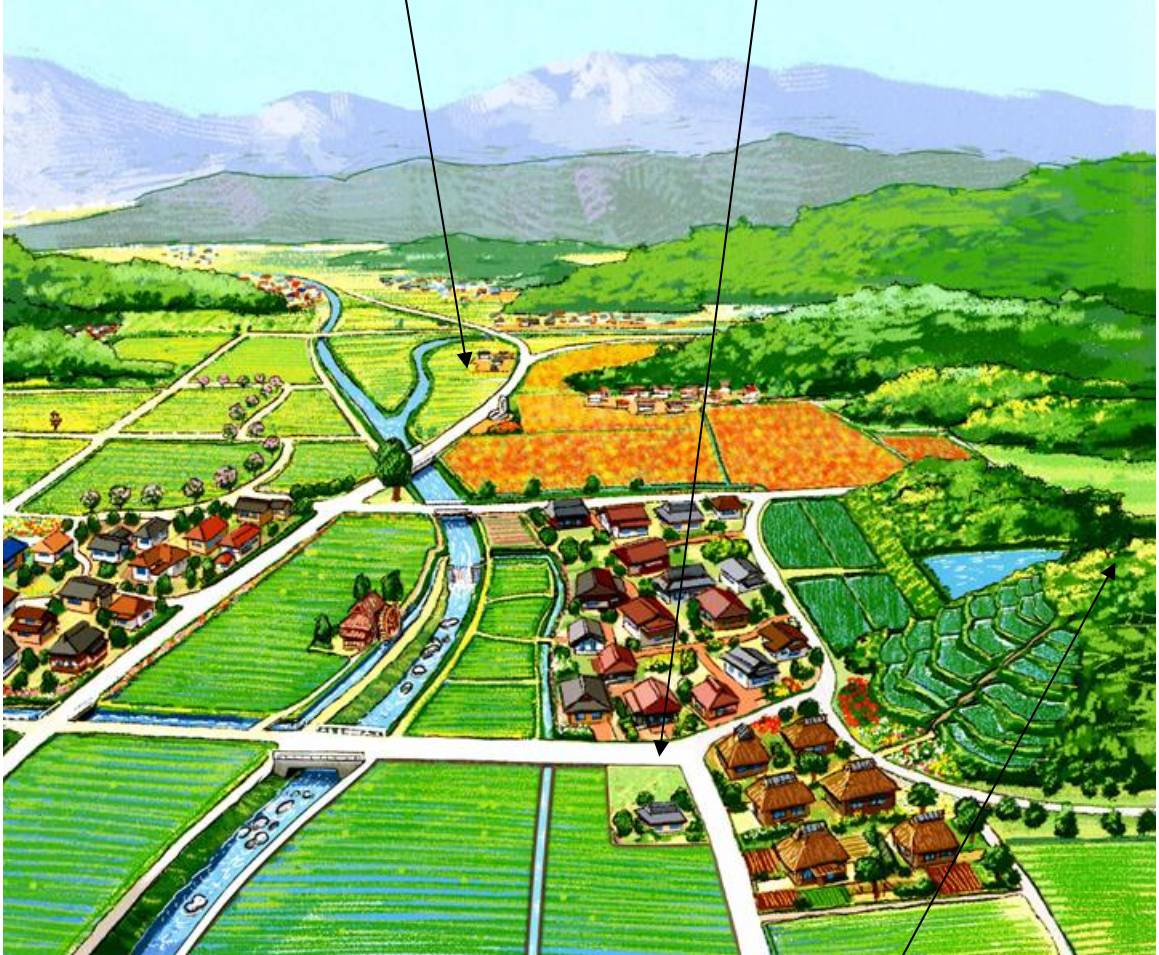
なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、水田貯留機能増進に係る地域計画となります。

水田貯留機能増進活動の概要

○水田の貯留機能向上活動
(排水調整板の設置・管理、畦畔
のかさ上げ)

○地域排水機能向上のための施設
操作



○水源かん養林の保全

3-4) 計画に記載すべき内容

保全計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（基本方針）

地域の自然条件の概要を示し、水田の貯留機能増進活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要は、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスタープラン、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、前節で示した「水田貯水機能向上」等、活動指針の活動項目を参考にします。

なお、有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

それぞれの活動の例は以下の通りです。活動内容の詳細はⅢ. 実践活動の章を参照してください。

（水田の貯留機能増進活動の例）

- ・水田の排水柵に排水調整板を設置して管理したり、畦畔のかさ上げを行うことにより、水田の貯留機能を向上させること。

②活動の場所

- ・実践活動の範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。協定書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容

- ・活動の内容を示します。
- ・実践活動及び啓発・普及の活動の内容を記載します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<水田貯留機能増進計画の例>

□○地域 水田貯留機能増進計画

1. はじめに（基本方針）

本地域は、歴史的に・・・、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ・・・。

本地域の□△水路沿い○△集落は、低平地で、毎年のように湛水の被害を被っているため、上流に分布する水田について、貯留機能を増強することが求められている。

□○県によれば、地域内約 27%の水田について、排水柵に排水調整板を設置して、適切に管理することにより、水路沿いの被害を減らすことができるため、本水田貯留機能向上活動計画では、30%以上の協力水田を求め、排水調整板を設置することとした。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、□□研究所□○主任研究員及び農業普及員 □○△子氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の内、30%以上の面積の水田で実施するものとする。

（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容

活動は、各水田の排水柵の中に、排水調整板を設置し、大雨時に水田に一時的に貯水し、水田の貯留機能を向上させるもので、併せて種々の普及・啓発活動も実施するものである。

①排水調整板の設置及び管理

□△県が示した規格の排水調整板を、かんがい期の 4 月から 10 月にかけて設置し、必要に応じて見回り等を行い、管理するものとする。

調整板の管理については、以下のことに注意すること

- ・調整板の穴は、排水機能を残したものであるため、その穴に草等がつかまらないようにする。

②啓発・普及活動

年 1 回水田の貯留機能に関する勉強会を開催する。

4. 年度活動計画

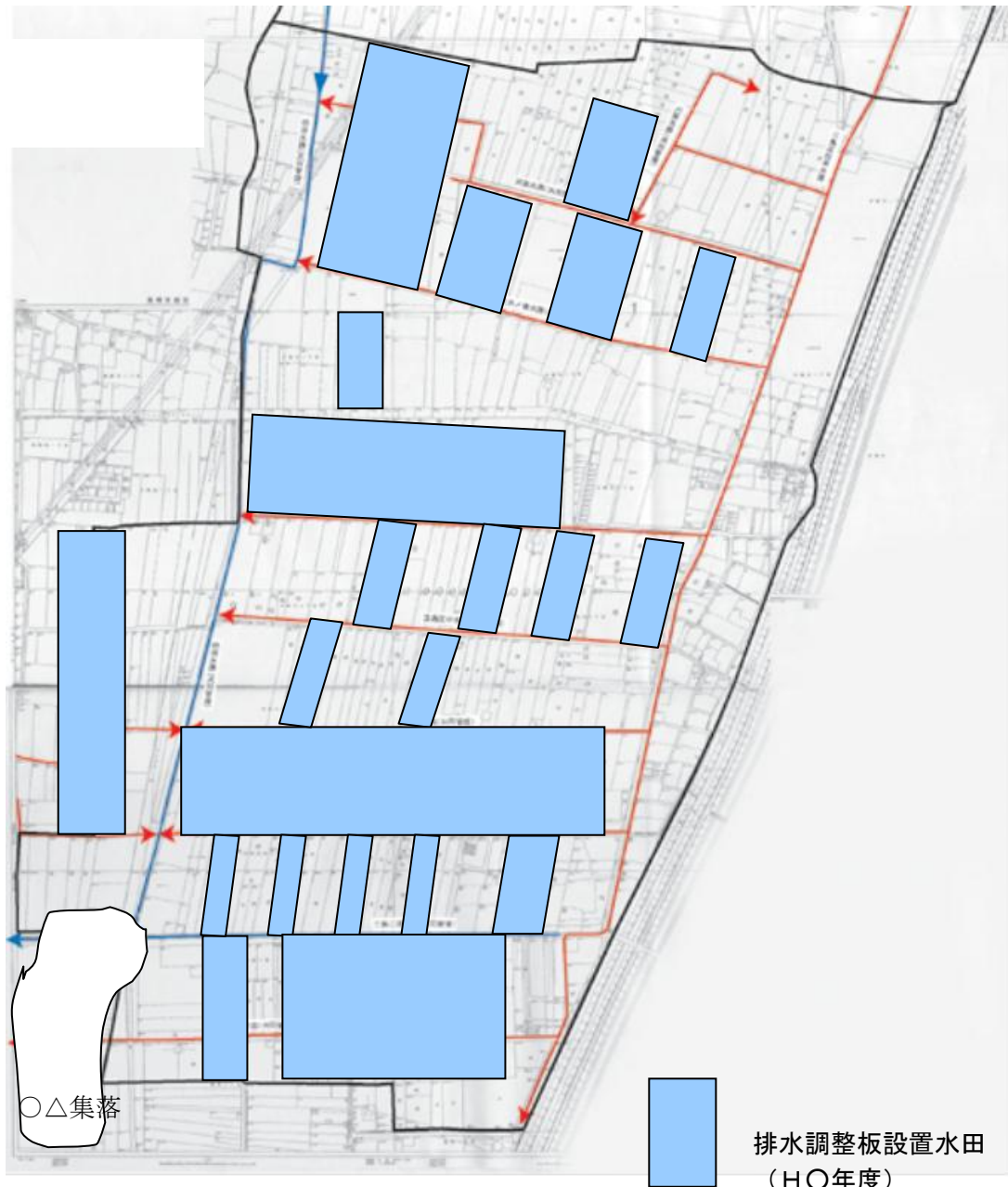
概ね下表の活動を考えている。

テーマ		水田貯留機能増進
月	活動項目・内容	参加者
4	「水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定」： 年度活動計画の打合せ 「水田の貯留機能向上活動」： 排水調整板の設置	農業者、地域住民（非農家） 都市住民 農業者、都市住民
5	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
6	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
7	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
8	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
9	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時）	農業者
10	「地域排水機能向上のための施設操作」：見回り（多雨時） 「水田の貯留機能向上活動」： 排水調整板の撤去	農業者 農業者
11		
12	「啓発活動」：水田等の貯留機能の勉強会	農業者、地域住民（非農家）、都市住民
1		
2		
3		

(別添)

水田貯留機能増進活動範囲図

(協定に添付する別紙様式1)



4) 資源循環に係る地域計画の策定

地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

【活動のねらい】

資源循環に係る地域計画は、日々の活動が適正に行われるように、地域を知っている有識者の意見を十分参考にして、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を設定するもので、これにより豊かな農村の自然循環機能の保全向上が図れます。

【活動の内容】

4-1) 資源循環活動の視点

農業は、自然の物質循環の中で、人が自然に働きかけながら営まれるものです。

この際、農村地域で産出されるものには、農作物の他に例えば以下のようなものがあります。

- ・農用地から出る枯れ草等の有機物や、農業生産に用いた資材の廃棄物等
- ・水路等の農業用施設から、底に積もった泥等
- ・集落排水施設が設置されている場合には、その施設からの汚泥

これらの物質は、再利用して、有効に利用できる資源となる可能性を持っています。

一方、地域に分布する自然エネルギー（例えば流水、風等）を電気等に変換する技術が発達してきており、比較的簡単に資源を有効利用できる状況になっています。

このような状況の中、いろいろな資源の循環が促進され、有効利用することは大切な活動となります。

4-2) 資源循環活動の有効な地域

こうした、資源循環活動が有効な場所として、有機性資源や自然エネルギー資源が利用できる地域があげられます。地域が持っている有機性資源や自然エネルギー資源の量は、地域の有識者や地方自治体が把握している場合がありますので、参考にしてください。

4-3) 資源循環活動の内容

資源循環でいう「資源」には、たい肥等の有機性資源、自然エネルギー資源、農業用水等の水資源があります。これらの資源の循環を促進する活動には、活動指針に示された次に示す項目があります。

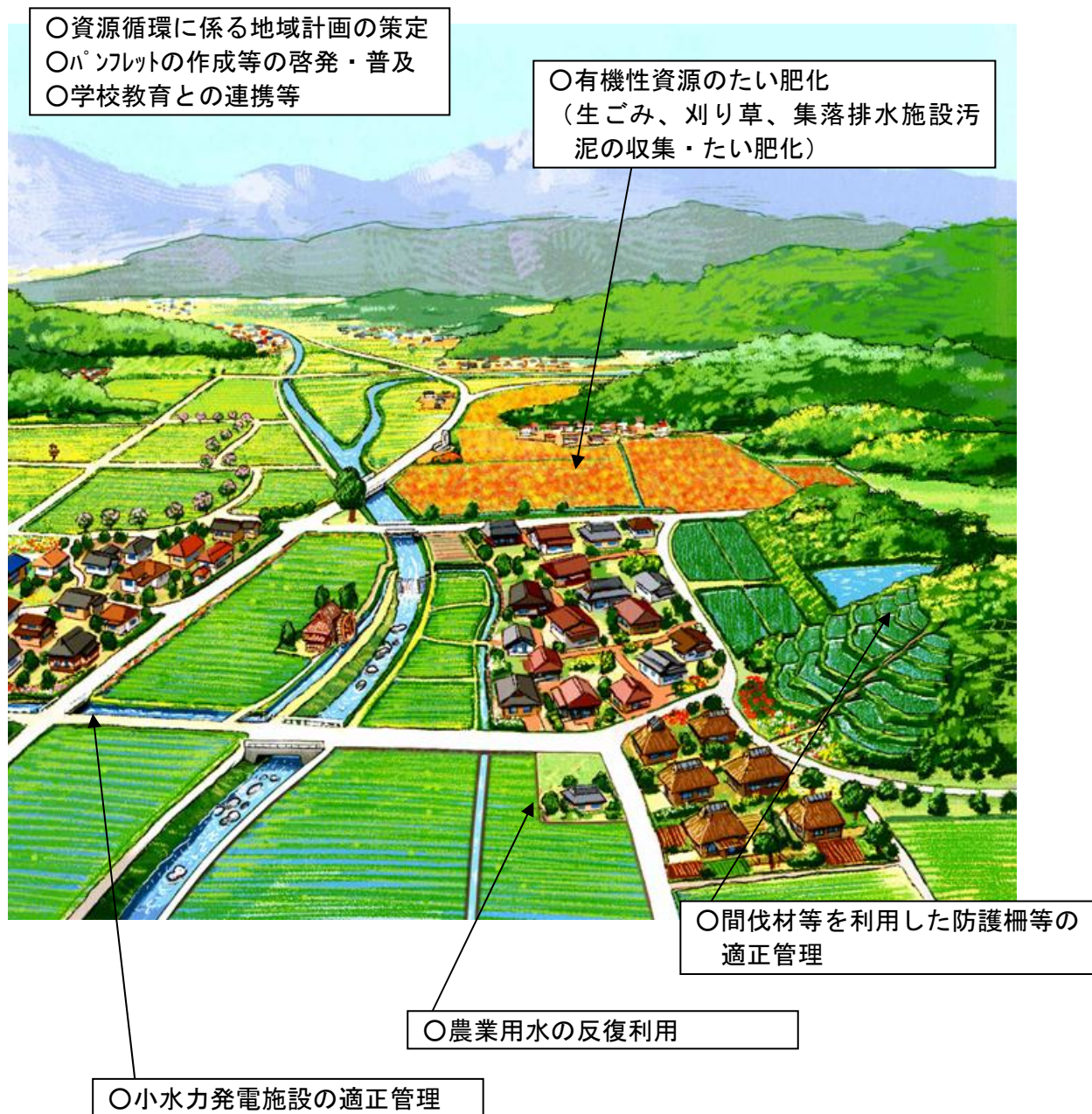
No.	活動項目	活動内容の概要	関連ページ
1	有機性資源のたい肥化	地域内の資源の循環を推進するために、家庭からの生ごみ、刈り草、農業集落排水施設から発生する汚泥等を収集し、たい肥化を図ること。	p270
2	間伐材等を利用した防護柵等の適正管理	地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合等には早急な対応を行う等、適切な管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、管理すること。	p272
3	農業用水の反復利用	地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を繰り返し利用して、循環的な利用を行うこと。	p273
4	小水力発電施設の適正管理	地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるよう適正な管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置、管理することや、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。	p275

以上の実践活動項目を具体的に示すと、次頁の図のようになります。

なお、実践活動と関連して、啓発・普及活動も、地域の農村環境を保全向上するために重要になってきます。その活動の種類は、後節で詳細に示しますが、例えば、勉強会等の組織内部への啓発活動、パンフレットやホームページ作成等組織外部への普及活動、地域住民との交流を通して農村の環境保全を普及する活動等があり、多様な主体の参画を促すものです。

これらの活動の計画をまとめたものが、資源循環に係る地域計画となります。

資源循環の項目例



4-4) 計画に記載すべき内容

資源循環計画に記載すべき内容は、原則として以下の通りです。

①計画の趣旨（基本方針）

地域の自然、地域内の物質循環、地域に分布する自然エネルギー等の概要を示し、資源循環活動を行う具体的な趣旨を記載します。自然環境の概要等は、市町村の環境基本計画、田園環境整備マスタープラン、市町村誌等を参考にし、計画の具体的な趣旨は、前節で示した「有機性資源のたい肥化」等、活動指針の活動項目を参考にします。

なお、活動の例は以下の通りです。活動内容の詳細はⅢ. 実践活動の章を参照してください。

(活動の例)

- ・有機性資源のたい肥化
- ・間伐材等を利用した防護柵等の管理
- ・農業用水の反復利用
- ・小水力発電施設の管理

有識者から意見を得た場合は、その有識者の名前を記載します。

②活動の場所

- ・実践活動の範囲は、地域全体である必要はありません。
- ・5千分の1程度以上の地図に、この活動の範囲を示します。協定書に添付する位置図で代用してもかまいません。

③活動内容（循環する資源、循環方法等）

- ・活動の内容を示します。
- ・現場で行う活動に加え、啓発・普及の活動もあわせて記載します。

④年度活動計画

- ・年間を通しての活動予定、活動の分担等を記載します。

<資源循環計画の例>

□○地域 資源循環計画

1. はじめに（基本方針）

本地域は、自然環境としては、○○山の山麓に広がる、○○扇状地の中央部にあって、清廉な△○川の恵みをうけ……。また本地域の□△水路沿いの農用地は、有数の○□の栽培適地である。

一方、都市化に伴い、家庭からの生ごみは年々増加しており、何らかの有効活用ができないか集落で検討してきた。このため、本活動組織では、家庭からの生ごみを収集し、たい肥化し農用地に還元することとした。

なお、本計画を設定するにあたって、有識者として、△○高等学校教諭□凸○夫氏及び（株）□建設技師長 □○△氏のご意見を伺った。

2. 活動範囲

活動の範囲は、本地域の農用地とする。

（別添活動範囲図参照）

3. 活動内容（循環する資源、循環方法等）

活動は、家庭からの生ごみの回収・たい肥化及び農用地還元並びに種々の普及・啓発活動である。

①家庭からの生ごみの回収等

概ね週1回、家庭等からの生ごみを回収する。回収した生ごみは○○に集め、たい肥化する。たい肥は、所定の農用地に還元する。

②啓発・普及活動

年1回、報告会において資源循環に関する勉強会を開催する。

4. 年度活動計画

概ね下表の活動を考えている。

テーマ		資源循環
月	活動項目・内容	参加者
4	「資源循環に係る地域計画の策定」：年度活動計画の打ち合わせ	□○資源循環研究会、女性会合同
5	「有機性資源のたい肥化」：生ごみの収集、たい肥化	女性会、資源循環研究会役員
6	同上	同上
7	同上	同上
8	同上	同上
9	同上	同上
10	同上	同上
11	同上	同上
12	同上	同上
1	同上	同上
2	同上	同上
3	同上 「啓発活動」：報告会	同上 □○資源循環研究会、女性会合同

(別添)

資源循環活動範囲図
(協定に添付する別紙様式1)

